



75歳以上の搬送困難患者救急受入体制強化事業



令和7年7月

埼玉県保健医療部医療整備課

令和7年度 75歳以上の搬送困難患者救急受入体制強化事業

目次

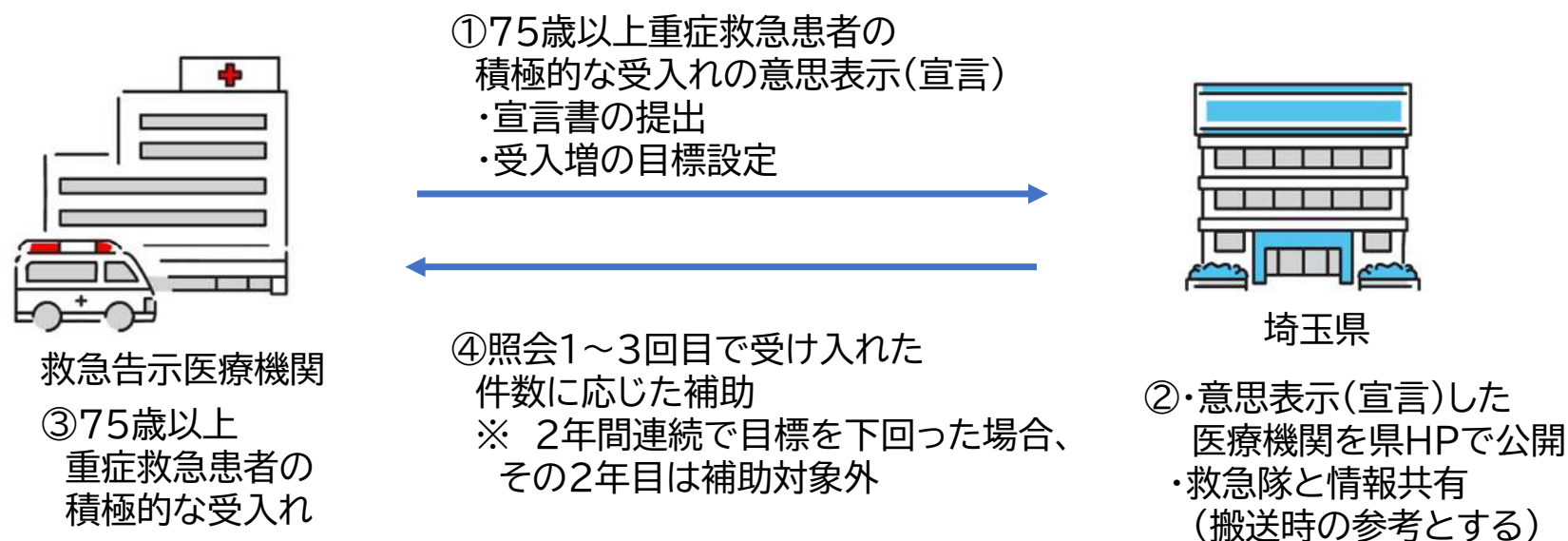
1. 事業の概要
2. 事業のスケジュール
3. 事業実施の意思表示等
4. 補助金の概要
5. 補助金の交付申請
6. 実績報告書
7. よくあるご質問
8. 申請・お問合せ等

令和7年度 75歳以上の搬送困難患者救急受入体制強化事業

1 事業の概要

(1) 目的

県全体の救急搬送人員が増加し、搬送困難となる割合が高止まりする中、その約7割を占め、特に搬送が困難となっている75歳以上の重症救急患者の受入体制を強化し、円滑な搬送・受入につなげる。



令和7年度 75歳以上の搬送困難患者救急受入体制強化事業

1 事業の概要

(2) 補助対象となる医療機関

75歳以上の搬送困難患者救急受入体制強化事業を実施する医療機関
(あらかじめ75歳以上の重症救急患者の積極的な受入を**意思表示**)

(3) 補助対象

県内救急告示医療機関において、**75歳以上**かつ**重症患者**を**受入要請3回目以内**で受入れるために行う体制確保に要する人件費（報酬、給料、職員手当、賃金、報償費、法定福利費）

「救急告示医療機関」 ➤ 省令に基づき救急病院等の認定を受けた医療機関

「75歳以上」 ➤ 医療機関が収容した時点での満年齢が75歳以上である者

「重症患者」 ➤ 救急隊の活動記録票に記載された傷病程度が「重症」（3週間以上の入院加療を必要とするもの）又は「死亡」（初診時において、死亡が確認されたもの）となった患者

令和7年度 75歳以上の搬送困難患者救急受入体制強化事業

1 事業の概要

(4) 目標設定の考え方について

75歳以上重症救急患者の積極的な受入れの意思表示(宣言書)に
受入目標人数を記入

- ・ 令和7年度の受入目標人数は県からお知らせする人数（前年度比10%増）を上回る人数としてください。

<10%増とした理由>

- ・ 県の5か年計画の指標で、「重症救急搬送患者の医療機関への受入照会が4回以上となってしまう割合」を掲げており、令和8年度で目標を達成するため。

○受入目標の達成状況と補助条件について

	1年目	2年目
目標達成	支給	支給
目標未達成	支給	不支給



2年間連続で目標を下回った場合、
その2年目は補助金は不支給となります。
※ 目標は毎年度設定します。

令和7年度 75歳以上の搬送困難患者救急受入体制強化事業

2 事業のスケジュール

令和7年

7月 募集開始

宣言書（受入目標を含む）の提出（以降、随時受付）
（宣言書の内容の確認 ⇒ 参加決定通知 ⇒ 翌月1日から事業開始）

10月 9月までの受入実績確認

（「75歳以上の重症以上かつ受入照会3回以内」の受入件数）

令和8年

1月 10月～12月までの受入実績確認、補助金の交付申請

4月 1月～3月までの受入実績確認、実績報告の提出

5月 補助金の確定・支払

令和7年度 75歳以上の搬送困難患者救急受入体制強化事業

3 事業実施の意思表示等

- (1) 提出書類
75歳以上の重症救急患者の積極的な受入れに関する宣言書兼事業計画書
(様式第1号)
- (2) 書類提出時期
令和7年7月8日～令和7年7月22日
※ 以降は随時募集



- 参加決定通知を医療機関に発出
- 医療機関名を県ホームページで公開
- 救急隊と情報共有

令和 年度 75歳以上の重症救急患者の積極的な受入れに関する宣言書兼事業計画書			
		第 号	月 日
埼玉県知事 様		県が数字をお知らせするので、それを上回る目標を記載	
医療機関名			
下記のとおり、75歳以上の重症救急患者の積極的な受入れについて協力することを宣言します。			
宣言の内容			
令和7年度 受入目標(人)		受入目標の 考え方	
特に受入れを積極的に行う75歳以上の重症救急患者(任意)		特に受入れを積極的に行う75歳以上の重症救急患者について記入してください(任意) ※ こちらに記入いただいた内容については、埼玉県救急医療情報システムの特記事項への入力をお願いします。	
医療機関基本情報			
医療機関名			
開設者	(役職名)		(氏名)
所在地	(郵便番号)		
	(所在地)		
※ 参加しようとする月の前月15日(15日が土日及び祝日である場合は直後の平日)までに提出してください。			
※ 県のホームページで医療機関名を公表します。			

令和7年度 75歳以上の搬送困難患者救急受入体制強化事業

4 補助金の概要

(1) 補助金額

補助単価：24,000円／人数

補助率：1／3

補助額

➤ 8,000円×対象患者を受入要請3回目以内で受け入れた人数※

※ 消防機関からの救急要請により救急車による搬送で受入れたものが対象です。

※ 人数は、原則として埼玉県救急医療情報システムにおける75歳以上の重症救急患者の受入実績を使用します。

※ 以下の受入人数は除きます。

① 転院搬送により受け入れた人数

② 救急患者を一時的に受け入れ、処置困難等により他院に転送した人数

全体の申請件数が予算の想定を上回った場合、予算の額の範囲内で交付額を調整させていただきます。

→ 「申請額≧交付決定額」となるため、あらかじめご了承ください。

令和7年度 75歳以上の搬送困難患者救急受入体制強化事業

4 補助金の概要

(2) 補助金額の詳細

1 対象事案	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
75歳以上の重症救急患者のうち、消防機関からの受入要請3回目以内の患者	24,000円/人×人数	救急告示医療機関において、75歳以上かつ重症患者を受入要請3回目以内で受入れるために行う体制確保に要する人件費 (報酬、給料、職員手当、賃金、報償費、法定福利費)	3分の1

【算定方法】

- 「2 基準額」と「3 対象経費」を比べて少ない方・・・①
- 「①の額」と「総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額」とを比較して少ない方・・・②
- 交付額＝②×補助率(3分の1)(千円未満切り捨て)

令和7年度 75歳以上の搬送困難患者救急受入体制強化事業

5 補助金の交付申請

(1) 提出書類

75歳以上の搬送困難患者救急受入体制強化事業補助金交付申請書（様式第3号）

○添付資料

- ・ 所要額明細書
- ・ 事業計画書
- ・ 当該事業に係る歳入歳出予算書抄本
- ・ 交付申請の内容を証明する書類
（その他参考となる資料）

(2) 書類提出時期

令和8年1月頃

（改めて対象医療機関にご連絡します。）

令和 年度 75歳以上の搬送困難患者救急受入体制強化事業補助金交付申請書

第 号
令和 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

(補助事業者)

標記について、次により75歳以上の搬送困難患者救急受入体制強化事業補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請金額 金 円
- 2 所要額明細書（別紙1）
- 3 事業計画書（様式第1号）
- 4 添付書類
(1) 当該事業に係る歳入歳出予算書抄本（別紙2）
(2) 交付申請の内容を証明する書類
(3) その他参考となる資料

令和7年度 75歳以上の搬送困難患者救急受入体制強化事業

5 補助金の交付申請

所要額明細書

令和 年度 75歳以上の搬送困難患者救急受入体制強化事業 所要額明細書

医療機関名 : ○○病院

事業名	総事業費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引事業費 (C) = (A) - (B)	対象経費の支出予定額 (D)	基準額			選定額 (H)	補助基本額 (I)	補助所要額 (J)
					単価(E)	受入人数(F)	(G) = (E) × (F)			
75歳以上の搬送困難患者救急受入体制強化事業	円	円	円	円	円	件	円		円	円
			0		24,000		0	0	0	0

- 「総事業費」(A)欄は、75歳以上の搬送困難患者救急受入体制の確保のための人件費を記入すること。
- 「寄付金その他の収入額」(B)欄は「総事業費」(A)に関する寄付金その他の収入額を記入すること。
- 「差引事業費」(C)欄は、「総事業費」(A)から「寄付その他の収入額」(B)を除いた額
- 「受入人数」(F)欄は、75歳以上の重症救急患者を消防機関からの受入要請3回目以内で受入れた人数を記入すること。
- 「選定額」(H)欄は、「対象経費の支出予定額」(D)と基準額(G)とを比較して少ない方の額
- 「補助基本額」(I)欄は、「差引事業費」(C)と「選定額」(H)を比較して少ない方の額に補助率(1/3)を乗じて得た額
- 「補助所要額」(J)欄は、「補助基本額」(I)から1,000円未満の端数を切り捨てた額

令和7年度 75歳以上の搬送困難患者救急受入体制強化事業

6 実績報告書

(1) 提出書類

75歳以上の搬送困難患者救急受入体制
強化事業実績報告書
(様式第7号)

○添付資料

- ・ 所要額精算書
- ・ 受入実績報告書
- ・ 当該事業に係る歳入歳出予算書抄本
- ・ 交付申請の内容を証明する書類
(その他参考となる資料)

(2) 書類提出時期

令和8年4月中旬

(改めて対象医療機関にご連絡します。)

令和	年度	75歳以上の搬送困難患者救急受入体制強化事業補助金事業実績報告書
第 号		
令和 年 月 日		
(宛先)		
埼玉県知事		
(補助事業者)		
令和 年 月 日付け医第 号で補助金の交付決定の通知を受けた		
75歳以上の搬送困難患者救急受入体制強化事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。		
記		
1	補助金精算額	金 円
2	所要額精算書(別紙3)	
3	受入実績報告書(別紙4)	
4	添付書類	
	(1) 当該事業に係る歳入歳出予算書抄本(別紙2)	
	(2) 実績報告の内容を証明する資料	
	(3) その他参考となる資料	

令和7年度 75歳以上の搬送困難患者救急受入体制強化事業

6 実績報告書

所要額精算書

令和 年度 75歳以上の搬送困難患者救急受入体制強化事業 所要額精算書

医療機関名 : ○○病院

事業名	総事業費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引事業費 (C) = (A) - (B)	対象経費の支出予定額 (D)	基準額			選定額 (H)	補助基本額 (I)	補助所要額 (J)
					単価(E)	受入人数(F)	(G) = (E) × (F)			
75歳以上の搬送困難患者救急受入体制強化事業	円	円	円	円	円	件	円		円	円
			0		24,000		0	0	0	0

- 「総事業費」(A)欄は、75歳以上の搬送困難患者救急受入体制の確保のための人件費を記入すること。
- 「寄付金その他の収入額」(B)欄は「総事業費」(A)に関する寄付金その他の収入額を記入すること。
- 「差引事業費」(C)欄は、「総事業費」(A)から「寄付その他の収入額」(B)を除いた額
- 「受入人数」(F)欄は、75歳以上の重症救急患者を消防機関からの受入要請3回目以内で受入れた人数を記入すること。
- 「選定額」(H)欄は、「対象経費の支出予定額」(D)と基準額(G)とを比較して少ない方の額
- 「補助基本額」(I)欄は、「差引事業費」(C)と「選定額」(H)を比較して少ない方の額に補助率(1/3)を乗じて得た額
- 「補助所要額」(J)欄は、「補助基本額」(I)から1,000円未満の端数を切り捨てた額

令和7年度 75歳以上の搬送困難患者救急受入体制強化事業

6 実績報告書

受入実績報告書

令和 年度 75歳以上の搬送困難患者救急受入体制強化事業 受入実績報告書

(担当)

役職名

氏名

電話番号

E-mail

事業実施期間		前年度同期間 における受入人数	当年度の受入目標	結果	
期間		前年度の受入目標人数	目標人数	受入人数	結果
令和○年	月1日 ~ 令和○年3月31日				

※ 当年度の受入目標については、「75歳以上の重症救急患者の積極的な受入れに関する宣言書兼事業計画書」に記載した件数としてください。

令和7年度 75歳以上の搬送困難患者救急受入体制強化事業

7 よくあるご質問

Q なぜ照会3回目以内までが補助対象なのか？

→ 県の5か年計画の指標で「重症救急搬送患者の医療機関への受入照会が4回以上となってしまう割合」を令和8年の目標値として、2.4%を掲げています。策定時は4.5%(令和元年)でしたが、最新値の令和6年では8.2%(速報値)と後退していることもあり、改善が必要であるためです。

Q 2年間連続で目標を下回った場合、その2年目は補助対象外としているが、1年目で目標を下回った場合は補助対象となるということでしょうか。

→ 1年目で目標を下回った場合は補助対象となりますが、5か年計画の指標を改善するためにも、各医療機関で言いただいた目標達成に向け、救急受入体制を強化し、対象となる患者の受入れをお願いします。

Q この補助金における重症救急患者の定義は？

→ 活動記録表に記載された傷病程度が重症(3週間以上の入院加療を必要とするもの)又は死亡(初診時において、死亡が確認されたもの)の傷病者を搬送した事案です。

Q 県外の救急隊からの該当患者を受け入れた場合は対象となるのか？

→ 今回の補助金では、県外の患者までは対象としていません。

令和7年度 75歳以上の搬送困難患者救急受入体制強化事業

8 申請・お問合せ等

■ 補助金についての申請・問合せ先

埼玉県庁 保健医療部
医療整備課 地域医療対策担当（救急）

【電話】 048-830-3559

【電子メール】 a3530-12@pref.saitama.lg.jp